

復興整備計画
(第12回変更)

新地町・福島県

令和元年6月3日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）										
新地町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）										
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）										
<p>①命と暮らし最優先のまち………自然災害については、被害を最小化する「減災」の理念に基づき、命と暮らし最優先の災害に強い社会づくりを進める。</p> <p>②人の絆を育むまち………かけがえのない郷土を大事にし、これまで培ってきた地域コミュニティなどを大切に、人との絆を育むまちづくりを進める。</p> <p>③自然と共生する海のあるまち………豊かな自然と地域文化に恵まれ、農業、漁業を基幹産業として暮らしを向上させてきた経緯から、農地の復旧と漁港の復興を図り、海・里・山を活用し、自然の豊かさを感じられる「海のあるまち」の再興を進める。</p>										
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）										
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向</p> <p>災害に強い地域づくりを進めため、津波被害を受けた沿岸部の全壊集落を既存市街地周辺の標高10m以上の場所で再建、JR常磐線の移転に伴う新駅周辺に新たな拠点市街地を再生する。常磐線跡地に(主)相馬亘理線を高盛土で整備し、第2次防潮とともに、その沿岸部には防災公園、内陸側では農地の復旧を図る。</p>										
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>①常磐線を内陸に移転し、その跡地に(主)相馬亘理線を高盛土で整備する。</p> <p>②全壊した沿岸部の集落は、津波危険性が高いため、災害危険区域にして、集団移転を行なう。移転先は、コミュニティの維持と交通、福祉サービス等の生活利便性が得られる既存市街地に近く、概ね標高10m以上の場所とする。(B-1～B-7地区)</p> <p>③新地駅周辺地区は、JR常磐線と新駅の移設と連携した市街地整備を行い、嵩上げ等を含めた安全な新たな町の拠点を形成し、あわせて用途の変更を行う。</p> <p>④甚大な被害を受けた沿岸部の農地は、農地として復旧することを基本としつつ、農業上の土地利用との調整を図りながら、減災のための防災緑地や水産業・観光施設用地等の復興のために必要な施設等の土地利用の用途を検討する。</p> <p>⑤(主)相馬亘理線より西側の堆積土砂の少ない農地の復旧を進め、農業の大規模化・共同経営化等を図る。また、津波被害を受けていない地域では、既存の土地利用を基本としつつ、一部で集団移転事業の住宅地を確保する。</p> <p>⑥東日本大震災により甚大な被害を被った相馬都市計画臨港地区は、地域経済の活力再生と被災により失われた雇用の場の確保に繋げるため、港湾施設の復旧に合わせ、復興のために必要な新産業施設等の土地利用の用途を検討する。</p>										
(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）										
4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）										
事 業 区 分	図面記号	事 業 に 係 る 事 項								
(1)市街地開発事業	A-1地区	<table> <tr> <td>事業の名称</td><td>新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業</td></tr> <tr> <td>実施主体</td><td>新地町</td></tr> <tr> <td>実施区域</td><td>別添の復興整備事業総括図のとおり</td></tr> <tr> <td>実施予定期間</td><td>平成24年度～29年度</td></tr> </table>	事業の名称	新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業	実施主体	新地町	実施区域	別添の復興整備事業総括図のとおり	実施予定期間	平成24年度～29年度
事業の名称	新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業									
実施主体	新地町									
実施区域	別添の復興整備事業総括図のとおり									
実施予定期間	平成24年度～29年度									
(2)土地改良事業										
(3)復興一体事業										

(4)集団移転促進事業	B-1 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-2 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-3 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-4 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-5 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-6 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(富倉地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
	B-7 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	防災集団移転促進事業(雁小屋西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～32年度
(5)住宅地区改良事業			

(6)都市施設の整備に関する事業	C-1地区	事業の名称 新地特定環境保全公共下水道事業(新地処理区) 実施主体 新地町 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～29年度
	C-2地区	
	C-3地区	
	C-4地区	
	C-5地区	
	C-6地区	
	C-7地区	
	C-8地区	
	C-9地区	
	C-10地区	事業の名称 海岸堤防事業(木崎地区海岸防潮堤) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～28年度
	C-11地区	事業の名称 海岸堤防事業(坪浜地区海岸防潮堤) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～28年度
	C-12地区	事業の名称 海岸堤防事業(谷地小屋地区海岸防潮堤) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～28年度
	C-13地区	事業の名称 河川事業(三滝川) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～28年度
	C-14地区	事業の名称 都市計画道路事業 (浜畑磯山線) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～32年度
	C-15地区	事業の名称 都市計画道路事業 (樋掛田浜田線) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～30年度
	C-16地区	事業の名称 都市公園事業(坪浜防災緑地) 実施主体 福島県 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～30年度
	C-17地区	事業の名称 都市公園事業(釣師防災緑地) 実施主体 新地町 実施区域 別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間 平成24年度～31年度

	C-18地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間 特定環境影響評価	都市高速鉄道事業(東日本旅客鉄道株式会社常磐線) 東日本旅客鉄道株式会社 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～29年度 法第72条に基づく特定評価書は1月7日に関係機関(東北運輸局長、福島県知事)へ送付済み
	C-19地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間 種類	新地駅周辺津波復興拠点整備事業 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成25年度～平成31年度 津波復興拠点整備事業(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
(7)津波防護施設の整備に関する事業			
(8)漁港漁場整備事業			
(9)保安施設事業			
(10)液状化対策事業			
(11)造成宅地滑動崩落対策事業			
(12)地籍調査事業			
(13)その他施設の整備に関する事業	B-1地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田東地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-2地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(作田西地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-3地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(岡地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-4地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(雁小屋地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度
	B-5地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	災害公営住宅整備事業(大戸浜地区) 新地町 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成24年度～27年度

	D-1 地区	事業の名称 実施主体 実施区域 実施予定期間	相馬港工業用地埋立造成事業 福島県 別添の復興整備事業総括図のとおり 平成26年度～27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）			
平成24年度から平成32年度まで			
6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）			

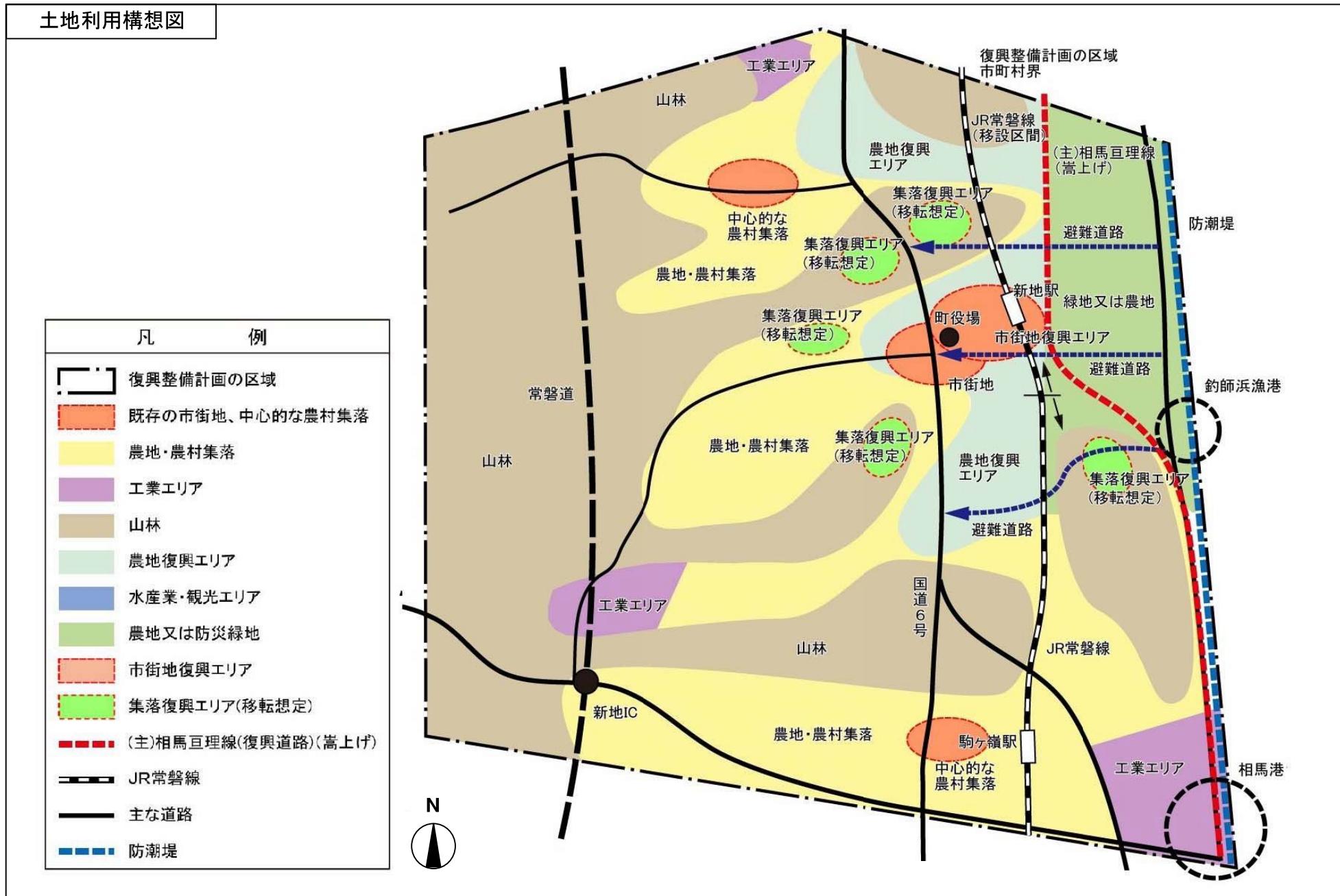
(注) 4 復興整備事業に係る事項の、(4)集団移転促進事業B-1～B-5地区と、(13)その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅整備事業)のB-1～B-5地区の区域は重複する。

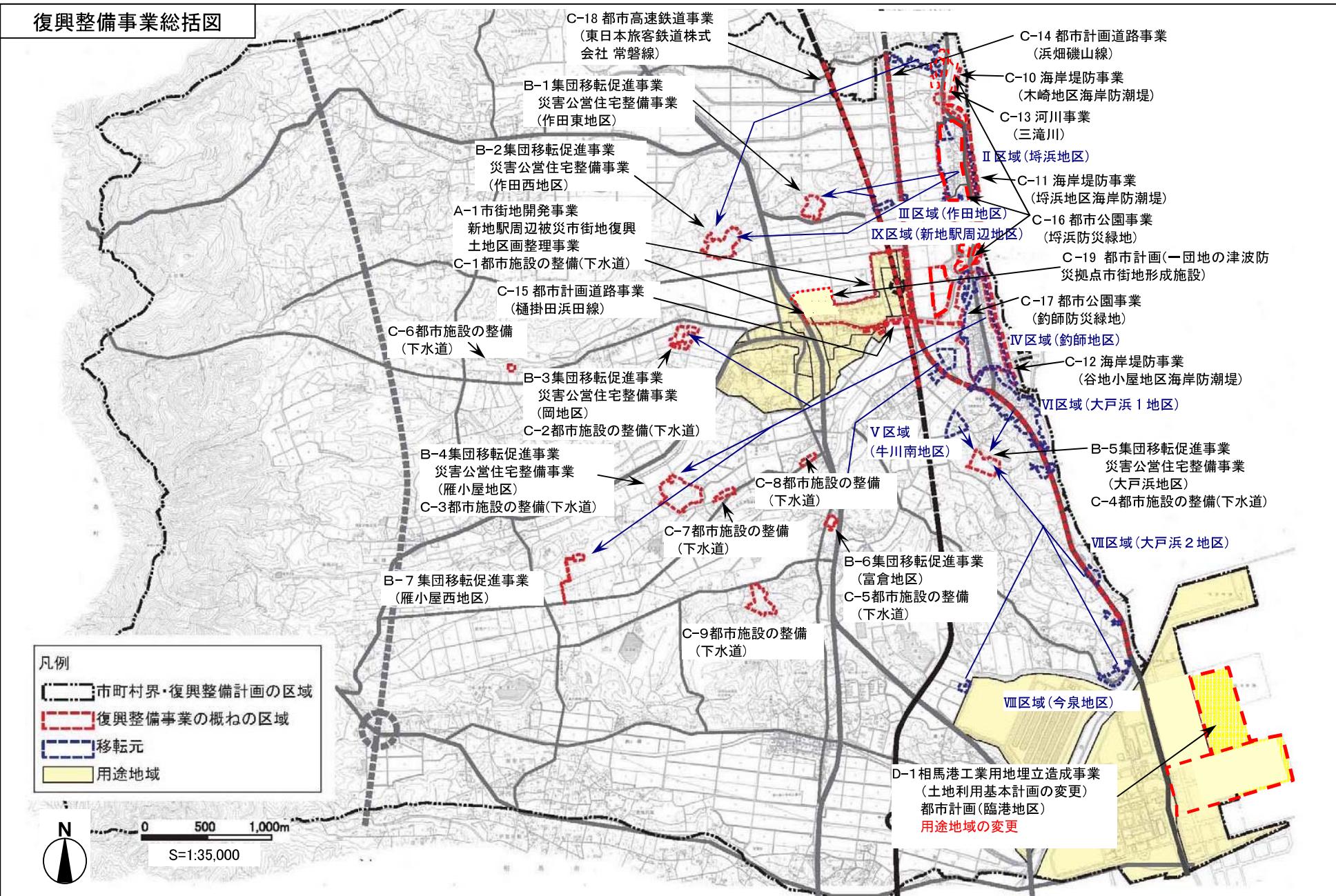
4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の別	変更等する部分の面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	B-1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1ha	
			地域森林計画区域	変更		1ha	
		B-2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3ha	
			地域森林計画区域	変更		3ha	
		B-4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		3ha	
			地域森林計画区域	変更		3ha	
		B-5地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2ha	
			地域森林計画区域	変更		2ha	
2	市街地開発事業	A-1地区	都市計画(土地区画整理事業) [新地町決定]	変更	18.3ha		
3	都市施設の整備に関する事業	C-1地区 C-2地区 C-3地区 C-4地区 C-5地区 C-6地区 C-7地区 C-8地区 C-9地区	都市計画決定(公共下水道事業) [新地町決定]	変更	17.0ha		
		C-10地区	都市計画(防潮の施設) [新地町決定]	決定	1,060m		名称 1 木崎地区海岸防潮堤
		C-11地区			550m		名称 2 埼浜地区海岸防潮堤
		C-12地区			970m		名称 3 谷地小屋地区海岸防潮堤
		C-13地区	都市計画(河川) [福島県決定]	決定	200m		名称 1 三滝川
		C-14地区	都市計画(道路) [福島県決定]	変更	5,340m		名称 3・6・120 浜畑磯山線
		C-15地区			790m		名称 3・6・121 桶掛田浜田線
		C-16地区	都市計画(緑地) [福島県決定]	変更	25.3ha		名称4号 埼浜防災緑地

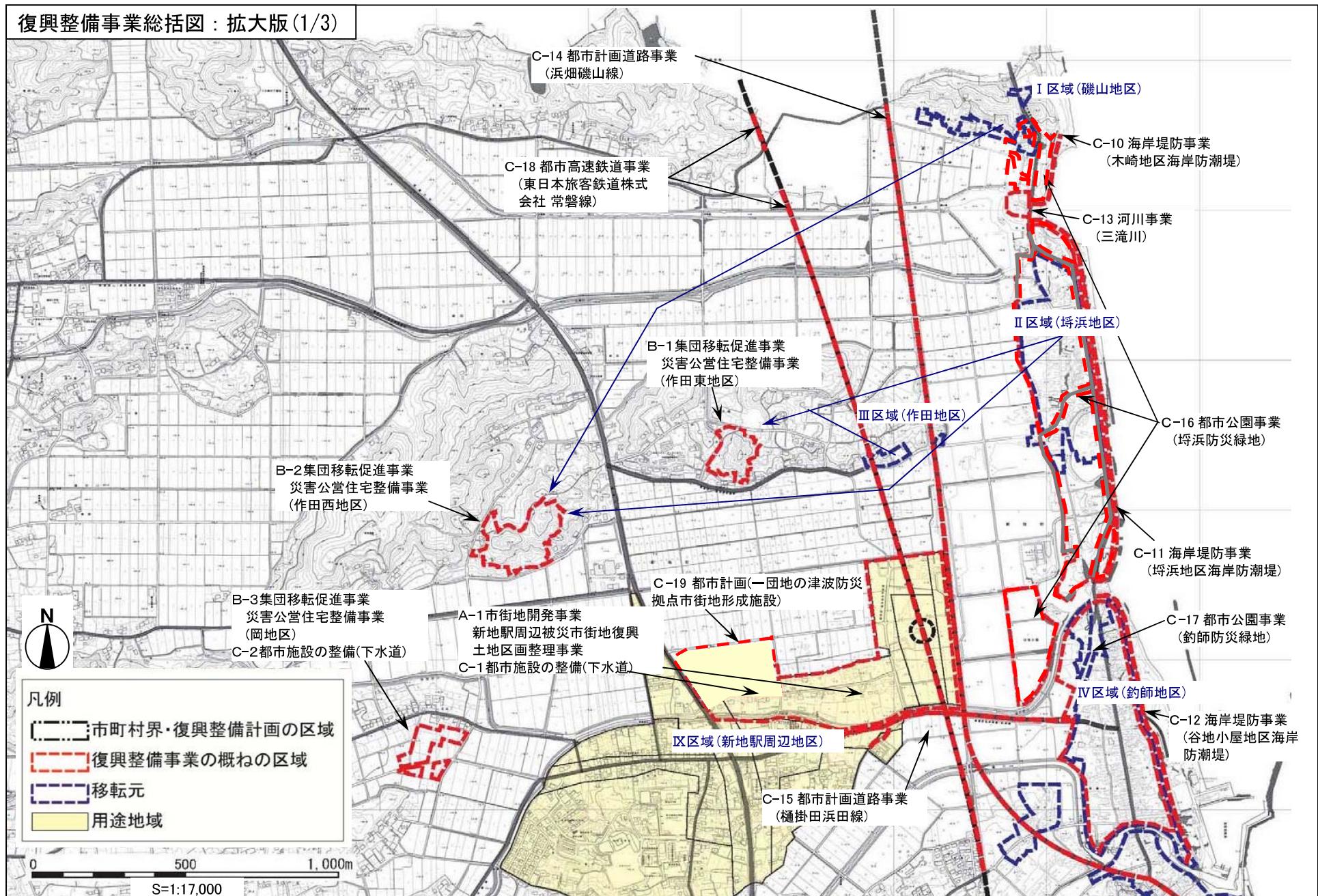
		C-17地区	都市計画(緑地) [新地町決定]	変更	18.0ha		名称5号 釣師防災緑地
		C-18地区	都市計画(都市高速鉄道) [福島県決定]	決定	2,490m		名称 1 東日本旅客鉄道株式会社常磐線
		C-19地区	都市計画(一団地の津波防災拠点市街地形成施設) [新地町決定]	変更	26.1ha		名称 新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設
			都市計画(用途地域) [新地町決定]	変更	—	—	第1種中高層住居専用地域(縮小:8.7ha) 第1種住居地域 (縮小:4.6ha) 準住居地域 (拡大:5.7ha) 近隣商業地域 (拡大:3.5ha) 準工業地域 (拡大:7.0ha)
4	その他施設の整備に関する事業	D-1地区	都市計画(地区計画) [新地町決定]	変更	9.6ha	—	名称 新地駅周辺地区
			都市計画(用途地域) [新地町決定]	変更	工業専用地域 <u>51.4ha</u> 6.4ha		今回変更面積 <u>工業専用地域(拡大: 45ha)</u> <u>準工業地域 (縮小: 14ha)</u>
			土地利用基本計画の都市地域		準工業地域 <u>20.4ha</u> 6.4ha		
			都市計画(臨港地区) [福島県決定]	変更	31ha		※都市計画区域は都市計画法により変更
				変更	31ha		

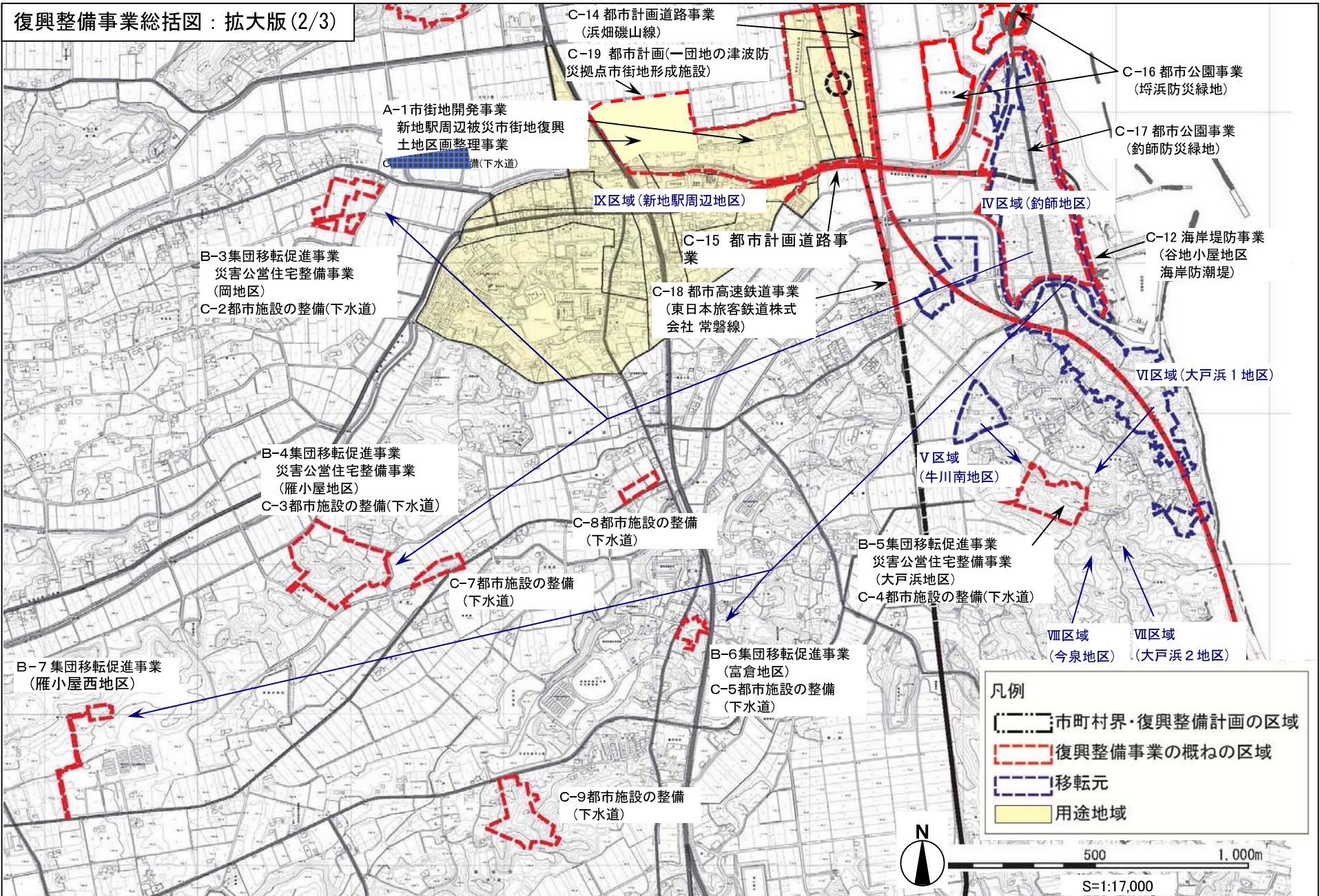
- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

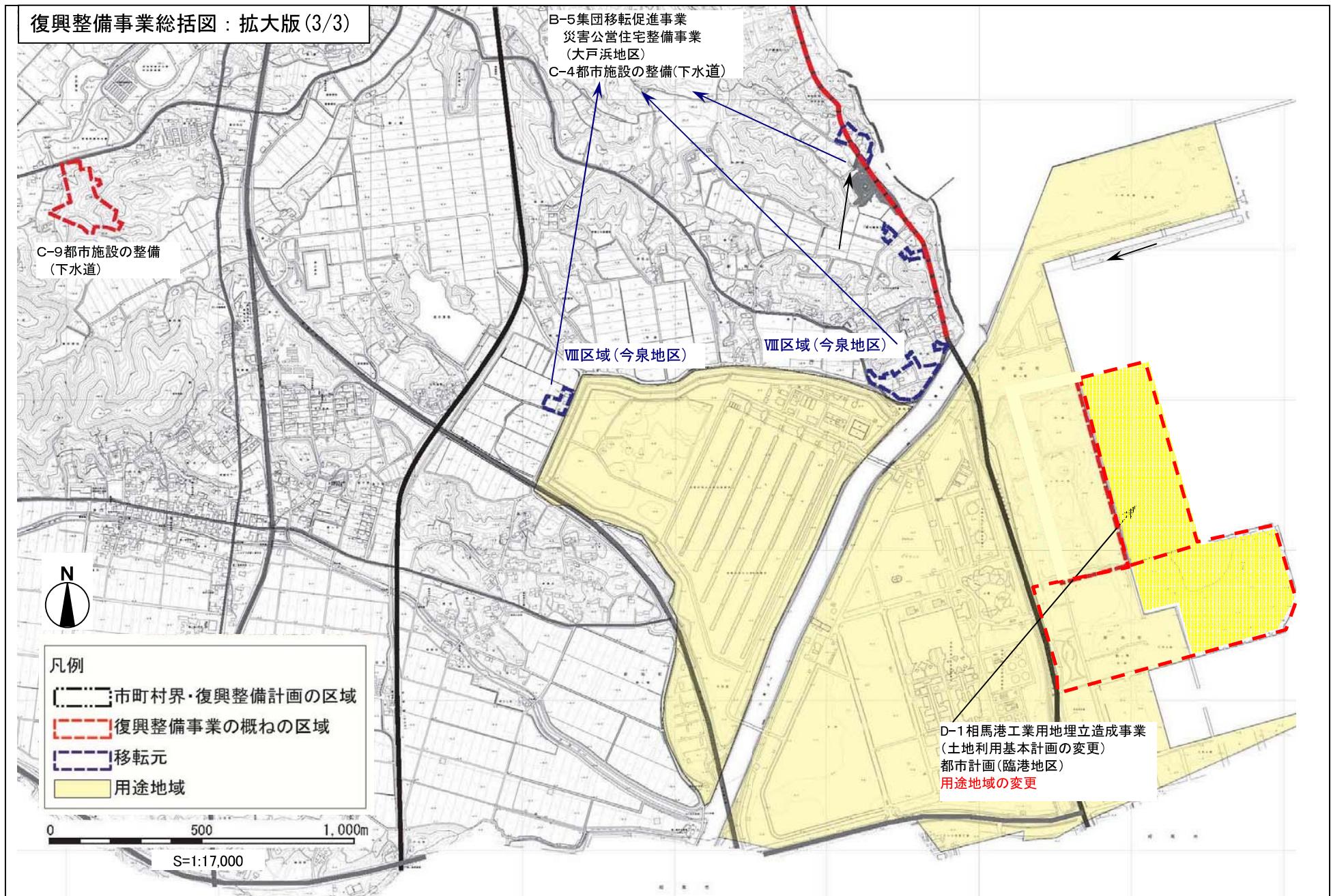
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

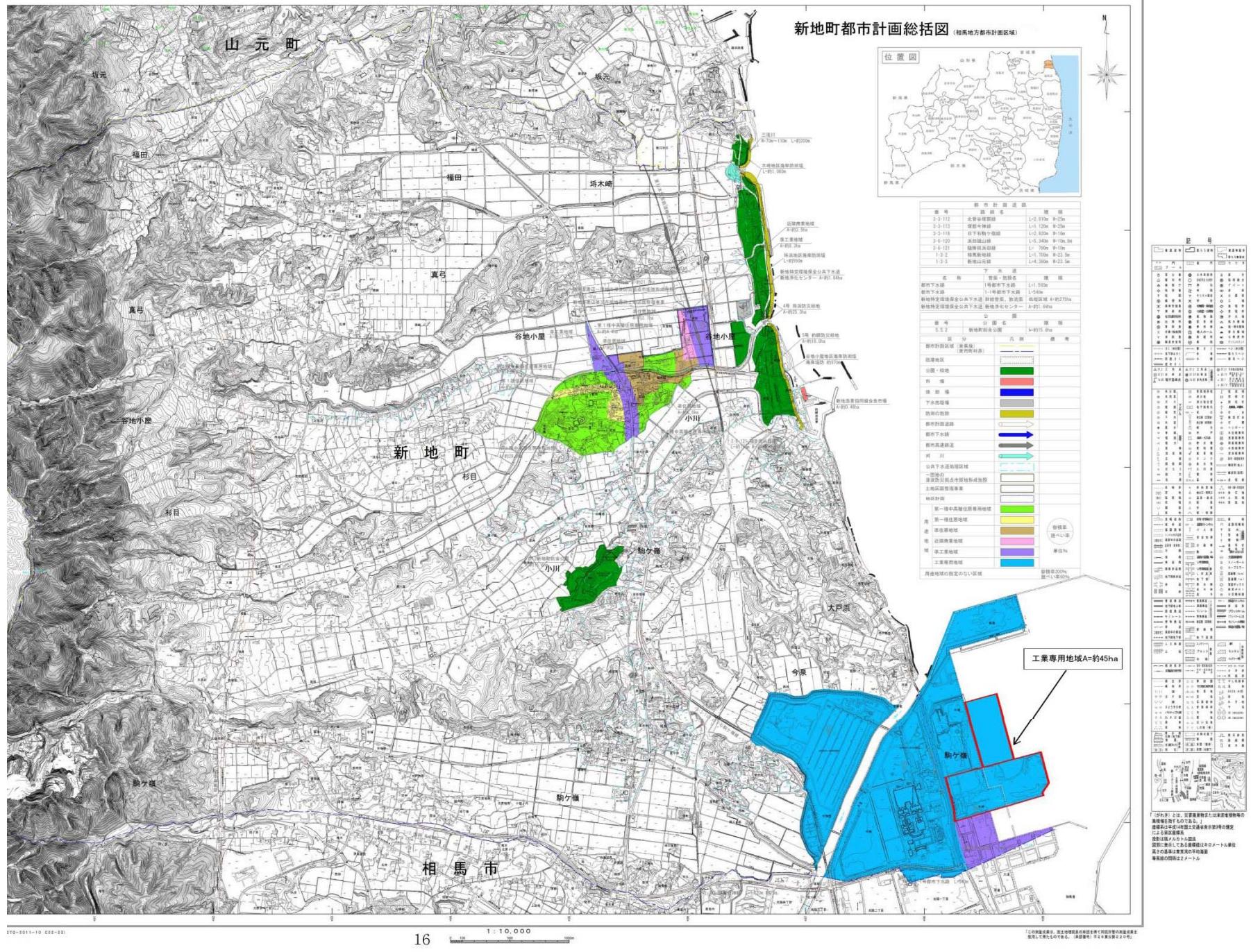












相馬地方都市計画 用途地域の変更(新地町決定)計画図 縮尺=1:2,500

17

